

町立保育園の幼保連携型認定こども園への移行について

子育て健康課

1 趣旨

町立保育園を幼保連携型認定こども園へ移行し、1号認定子どもの受入を確保する。

※1号認定子ども…満3歳以上の小学校就学前の子どもであって教育を希望するもの

2 背景

平成27年に子ども・子育て新制度がスタートし、子どもの年齢や親の就労状況に応じた多様な支援への対応が求められている。

現在、小学校区単位で町立園を設置しているが、保育園では家庭における保育が可能な3歳以上の子どもの受け入れが出来ないため、地域での就学前教育が受けられない状況がある。

3 概要

平成31年4月1日より、下記の園を幼保連携型認定こども園とする。1号定員増加分については、現在の利用定員内で調整。

現在の園名	移行後の園名	利用定員
琴浦町立劬保育園	琴浦町立こがねこども園	90
琴浦町立琴浦保育園	琴浦町立ことうらこども園	80

4 今後の予定

平成30年12月 「琴浦町立認定こども園設置及び管理に関する条例」議案提出(平成31年4月1日施行)

平成31年1月 鳥取県へ申請書提出(子育て王国とっとり会議において審議)

5 その他

下記こども園について、平成32年以降幼保連携型へ類型変更する。

園名	類型	利用定員 (うち1号認定)
琴浦町やばせこども園	保育所型	120 (8)
琴浦町立しらとりこども園		140 (12)
琴浦町立ふなのえこども園		90 (6)



琴浦 すくすく プラン

琴浦町次世代育成支援行動計画

琴浦町子ども・子育て支援事業計画

「第3章 子ども・子育て支援事業計画に係る基本的事項について」 23ページ抜粋

5 教育・保育一体的提供

1号認定区分となる3～5歳児の利用希望に対応し、保護者の就労状況及びその変化にも柔軟に対応できるのは、保育所と幼稚園機能を併せ持つ認定こども園です。

また、ニーズ調査結果でも、幼児教育を希望する保護者も多くあり、幼児期は教育・保育をともに受けることの出来る施設が望まれている状況です。

現在、琴浦町には認定こども園が4園あります。今後は、地域の状況を勘案しながら、認定こども園での教育・保育の一体的提供を推進していきます。

また、幼児教育の充実を図るため、公立の認定こども園を「保育所型」から「幼保連携型」へ類型変更することを目指します。

◆琴浦町の認定こども園◆

類型	開設時期	施設名	公私別
保育所型	平成24年4月1日	琴浦町立やばせこども園	公立
	平成26年4月1日	琴浦町立しらとりこども園	公立
	平成28年4月1日	琴浦町立ふなのえこども園	公立
幼保連携型	平成28年4月1日	赤碕こども園	私立
幼保連携型 (予定)	平成31年4月1日 (予定)	琴浦町立ことうらこども園 (仮称)	公立
		琴浦町立こがねこども園 (仮称)	公立

認定こども園制度の概要

「認定こども園」とは

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認可・認定の基準を満たす施設は、都道府県等から認可・認定を受けることができます。

- ①就学前の子どもを、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育と保育を一体的に行う機能
- ②子育て相談や親子の集いの場の提供等地域における子育ての支援を行う機能

認定こども園の類型

幼保連携型

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園の機能を果たすタイプ。

幼稚園型

幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園の機能を果たすタイプ

保育所型

認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

地方裁量型

認可保育所以外の保育機能施設等が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

認定こども園の数

(子ども・子育て本部調べ(平成29年4月1日現在))

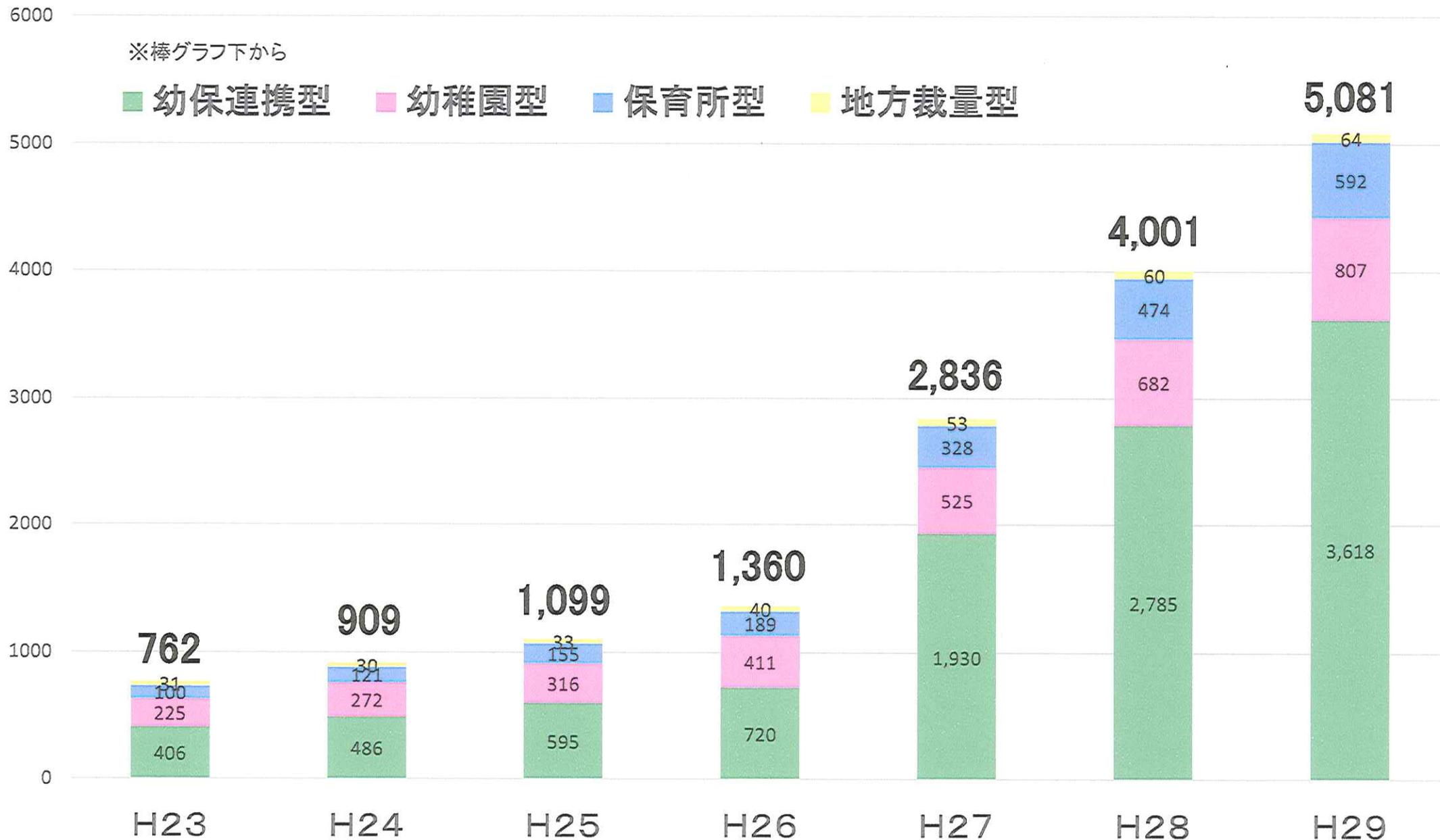
園数	(内訳)			
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
5,081 H28 (4,001)	3,618 (2,785)	807 (682)	592 (474)	64 (60)

各都道府県別の数

(子ども・子育て本部調べ(平成29年4月1日現在))

都道府県	園数		都道府県	園数		都道府県	園数	
	H28	H29		H28	H29		H28	H29
北海道	206	284	石川県	118	145	岡山県	49	62
青森県	208	237	福井県	74	88	広島県	80	111
岩手県	54	63	山梨県	40	50	山口県	39	46
宮城県	26	30	長野県	36	59	徳島県	39	46
秋田県	69	81	岐阜県	59	87	香川県	23	33
山形県	44	60	静岡県	147	194	愛媛県	46	60
福島県	67	76	愛知県	81	123	高知県	32	34
茨城県	181	185	三重県	17	27	福岡県	77	93
栃木県	81	101	滋賀県	58	71	佐賀県	53	66
群馬県	113	159	京都府	38	49	長崎県	104	119
埼玉県	54	70	大阪府	376	505	熊本県	88	110
千葉県	67	103	兵庫県	322	400	大分県	102	113
東京都	109	120	奈良県	31	47	宮崎県	127	160
神奈川県	78	100	和歌山県	31	42	鹿児島県	126	156
新潟県	82	116	鳥取県	32	34	沖縄県	20	37
富山県	68	88	島根県	29	41	合計	4,001	5,081

認定こども園数の推移



(平成29年4月1日現在)

幼保連携型認定こども園とその他の認定こども園の比較(主なもの)

	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校(幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設(保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
職員の性格	保育教諭(注1) (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要 ※ただし、2・3号子どもに対する保育に従事する場合は、 保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、基準は参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、基準は参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日が開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日が開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

注1)一定の経過措置あり

注2)施設整備費について

- ・安心こども基金により対象となっていた各類型の施設整備に係る費用については、新制度施行後においても引き続き、認定こども園施設整備交付金や保育所等整備交付金等により、補助の対象となります。
- ・1号認定子どもに係る費用については公定価格上減価償却に係る費用が算定されています。また2・3号認定子どもに係る費用については、施設整備費補助を受けずに整備した施設について同加算が受けられます。